平成２５年（フ）第２９０号
福井県坂井市丸岡町霞町２丁目28番地
債務者　坂井美智子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
福井市志比口２丁目６番16号　パセオ志比口405号、旧住所愛知県大府市共栄町４丁目15番地　ハイツ尾〆102号
債務者　近藤　智彦
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
福井市豊岡２丁目５番13号、旧住所福井市光陽１丁目22番７号
債務者　別府　聖恵（旧姓和泉）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３００号
福井市月見１丁目７番２号　加藤央コーポ月見203、旧住所福井市みのり１丁目25―５ニューライフＯＫ201号
債務者　宮西　真誠
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０３号
福井市狐橋２丁目601番地
債務者　竹越みゆき
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
長野県中野市大字小田中536番地２　ハイツまるき201号室
債務者　荒井　勝真
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２００号
長野県塩尻市大門五番町10番27号　サウザンスプリングス１Ｅ
債務者　滝内　信之
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２０２８号
名古屋市千種区宮根台２丁目８番12号　サンハイツ宮根台Ｃ―203号
債務者　古屋　玲実
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６００号
兵庫県尼崎市東大物町１丁目３番21号　クリアレジェンド大物103号、前住所大阪府八尾市桂町３丁目30番地の３
債務者　堀　　弘典
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３６号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町４丁目１番35号　オーラコート218
債務者　谷村　　茂
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６３９号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目13番26号　サンナカイパートⅠ202号室、住民票上の住所大阪市港区波除５丁目６番10―906号
債務者　新井　良一
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０７号
広島県尾道市福地町７番38―106号　レオパレス尾道西
債務者　桃谷こと　趙　　道久
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
愛媛県松山市溝辺町甲322番地　中道後ハイツ607号
債務者　正田有希登
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２０号
福岡県飯塚市上三緒125番地１
債務者　平野　正美
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１７号
大分県佐伯市鶴見大字地松浦854番地
債務者　岡野三音男
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
宮崎市鶴島１丁目７番２号
債務者　愛甲　一彦
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１２号
宮崎市花ケ島町立野1983番地１
債務者　桃井　敏行
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
宮崎地方裁判所破産係